

## ■養成所ニュースプラス第36号2025■

昨日、皆さんに「国家試験直前対策講座」（重要ポイント最終チェック講座）のご案内をお送りしました。このメルマガにも添付しています。有料（3,300円）になりますが、この時期の弱点補強や直前期の最終点検に活用できます。内容は、多くの大学で受験対策講座の実績がある講師による「38回国家試験の出題予想」「各科目の重要項目の解説」「重要項目に対応した穴埋め問題の演習」です。サンプル動画のお試し視聴もできますので、確認のうえご活用ください。

今号から Plus Quiz を再開し、専門科目に入ります。まずは「高齢者福祉」から「福祉用具専門相談員の支援」に関する事例問題です。選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるのかも、あわせて考えてみましょう。

## ■Plus Quiz . . . .

【33回問題133】事例を読んで、X事業者（福祉用具貸与事業者及び特定福祉用具販売事業者）に勤務するE福祉用具専門相談員（社会福祉士）が行う支援として、最も適切なものを1つ選びなさい。

### 〔事例〕

E 福祉用具専門相談員は、Y 居宅介護支援事業所の F 介護支援専門員からの依頼で、R 市で一人暮らしをしている G さん（女性、84歳、要介護1）の自宅を訪問し、福祉用具の選定に関する相談を行うことになった。Gさんは約10年前の大腿骨頸部（だいたいこつけいぶ）骨折の後遺症により股関節が動きにくくなり、現在では浴槽への出入りと屋外での移動に支障がある。しかし、その他の日常生活動作や認知機能に支障はなく、状態も安定している。GさんはこれまでT字杖（つえ）以外の福祉用具は使用したことがない。

1. Gさんに、福祉用具貸与による入浴補助用具の給付が可能と説明した。
2. Gさんに、特定福祉用具販売による自宅廊下の手すりの設置が可能と説明した。
3. Gさんに屋外での移動のため、福祉用具貸与による歩行器の利用が可能と説明した。
4. Gさん及びF介護支援専門員と相談した上で福祉用具貸与計画と特定福祉用具販売計画を作成し、利用前にR市に提出して承認を得た。
5. Gさんが将来、身体状況が悪化したときのことを想定して、玄関の段差を解消するために移動用リフトを設置した方がよいと説明した。

正答と解説は最後に記載しています。

## ■Yoseijo Info . . . .

- ・(36期生) 住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。
- ・(37期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ  
申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。  
本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。
- ・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。  
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

## ■Test Info . . . .

- 国家試験に関する情報をお届けします
- ・第38回国家試験は、令和8年2月1日（日）です。  
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1625110&c=3246&d=99c7>
  - ・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。  
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1625111&c=3246&d=99c7>
- ※申し込み受付期間は終了しています。
- ・本養成所では、受験対策講座の一環として「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」をwebにて公開しています。

す。

また、新たに保護観察官による「更生保護出張講座」を公開しました。

アクセスするための URL やパスワード等のお知らせは、養成所ニュースプラス第 6 号配信時に PDF データを添付しておりますので、確認のうえぜひ受講してください。

URL はこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1625112&c=3246&d=99c7>

・12月4日（木）に、国家試験直前対策講座（有料）のご案内を発送しました。今号にも添付しています。是非ご活用ください。←New

サンプル動画（一部抜粋）URL はこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1625113&c=3246&d=99c7>

#### ■Plus Info · · · ·

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1625114&c=3246&d=99c7>

・本養成所では、皆さんの後輩にあたる第 38 期生の出願を受け付けております。

現在、2期募集を受付中です。皆さんの周りで社会福祉士取得を目指している方、関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、是非とも本養成所をご紹介くださいますようお願いいたします。

出願手続き等についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1625115&c=3246&d=99c7>

資料請求についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1625116&c=3246&d=99c7>

#### ■Back Number · · · ·

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1625117&c=3246&d=99c7>

#### ■Plus Column · · · ·

年末まで休載します。

#### 【Plus Quiz · · · · 正答と解説】

「高齢者福祉」は、37 回国家試験で出題数が 10 問から 6 問に減問となり、事例問題は 3 問出題されました。毎年出題されていた介護技術は、出題基準から削られ出題がありませんでした。

この科目的頻出項目として、まずは、大項目「高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会環境」が挙げられます。内閣府の「高齢社会白書」から出題されてきました。インターネットから検索できるので、第 1 章「高齢化の状況」について目次だけでもよいので確認しておきましょう。38 回に出題されるとすると「令和 7 年版高齢社会白書」になります。

2 点目は、中項目「高齢者福祉制度の発展過程」です。日本における戦後の高齢者福祉の発展過程が問われます。1950（昭和 25）年の生活保護法制定、1963（昭和 38）年の老人福祉法制定、1982（昭和 57）年の老人保健法の制定等から、現在までの発展過程を理解しておく必要があります。

3 点目は、「介護保険法」です。この 5 年間をとっても、「介護報酬」「介護認定非該当の人が使えるサービス」「福祉用具貸与の種目」「厚生労働大臣の役割」「第一号介護保険者の保険料」「浴室の環境整備」「都道府県の義務」「指定訪問介護事業所の要件や役割」「保険給付と介護報酬」「国民健康保険団体連合会の役割」が出題されていて、幅広い知識が問われます。過去問を繰り返すことで、知識を確かなものにしていきましょう。

1. × 入浴補助用具は、福祉用具貸与ではありません。衛生面等から貸与に向かないため、特定福祉用具販売の対象になっています。特定福祉用具販売の対象種目は、腰掛便座や入浴補助用具等 6 品目になります。

2. × 廊下の手すりの設置は特定福祉用具販売ではありません。取付工事が不要な手すりは福祉用具貸与で給付され、取付工事が必要な手すりは住宅改修による給付になります。

住宅改修の種類は、手すりの取付けの他、段差の解消、引き戸等への扉の取り替え等6種類です。

3. ○歩行器は、福祉用具貸与の対象種目です。福祉用具貸与には、車いすや特殊寝台、認知症老人徘徊感知機器等13品目あります。そのうち、車いす等8品目は原則として要介護2以上が要件になります。同じ品目でも貸与事業者により値段が違うため、貸与価格の上限が設定されています。2024(令和6)年度から固定用スロープや単点杖、多点杖、歩行器(歩行車)に限り、福祉用具貸与と特定福祉用具販売の選択制が導入されました。

4. ×福祉用具専門相談員は、居宅サービス計画に沿って、利用者の希望や心身状況、その環境を踏まえ「福祉用具貸与計画」「特定福祉用具販売計画」を作成し、利用者に説明のうえ同意を得ます。市への事前申請は必要ありません。なお、住宅改修の場合には市への事前申請が必要になります。

5. ×移動用リフトは、要介護2~5の者が対象となります。Gさんは要介護1ですので、福祉用具貸与は受けることができません。また、福祉用具貸与は利用者の現状をアセスメントし、計画書に基づき福祉用具の選定を行います。将来への備えは給付目的とは言えません。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus